

令和3年第2回雫石町農業委員会総会会議録

- 1 開催日時 令和3年2月24日(水) 午前10時
- 2 開催場所 雫石町総合福祉センター 大会議室
- 3 出席した委員

農業委員

- 1 番 岡 森 喜与一
- 2 番 上和野 忠 一
- 3 番 一本木 孝 久
- 4 番 山 本 長 栄
- 5 番 上 野 哲
- 6 番 小赤澤 悦 子
- 7 番 佐々木 秀 子
- 8 番 新 田 善 男
- 9 番 木 村 正 美
- 10 番 諏 訪 剛 郎
- 11 番 八丁野 よし子

農地利用最適化推進委員

- 雫 石 小谷地 明 弘
- 雫 石 長 坂 則 雄
- 雫 石 細 川 仁
- 雫 石 田 村 國 彦
- 御 所 藤 本 伸
- 御 所 米 澤 正 記
- 御 所 川 口 英 敏
- 御 所 細 川 健 一
- 西 山 高 橋 浩 之
- 西 山 野々村 正 男
- 西 山 櫻 田 一 夫
- 御明神 伊 藤 庄 一
- 御明神 林 尻 勇 人
- 御明神 中 村 守 男
- 御明神 石 塚 正 美
- 御明神 横 欠 初 男

- 4 欠席した委員

推進委員 西山 岡本 忠美、西山 葛根田 善栄

- 5 議事日程

第1 会議録署名人及び書記の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

第5 議案第3号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

第6 議案第4号 農用地利用配分計画の案に対する意見決定について

第7 議案第5号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地判断に対する可否決定について

第8 議案第6号 農地等の生前一括贈与に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願に対する意見決定について

- 6 職務のため出席した職員

事務局長 上 村 光 俊
主 査 高 橋 直 也
主 査 上 路 里 子

開会時刻 午前10時00分

議長

ただ今の出席議員は、農業委員11名、推進委員16名、計27名であります。雫石町農業委員会規則第11条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

これより令和3年第2回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配布したとおりでありますので朗読を省略いたします。

諸般の報告を行います。事務局から説明をお願いします。

上村事務局長

(資料に基づき説明)

議長

ただ今事務局から説明がありました。今回の現地確認委員につきましては8番、新田善男委員、7番、佐々木秀子委員、高橋浩之推進委員が行っております。農地転用許可における完了報告書提出に係る現地調査報告について、高橋浩之推進委員をお願いします。

高橋 推進委員

番号1について、調査報告をいたします。場所は6ページにあります『農転完了:〇〇』となっているところで、〇〇から南へ約200m向かった場所に位置します。こちらは〇〇を新築する目的で申請され、昨年2月の総会で審議し10月に完了ということで、現地を確認したところ計画のとおり工事が完了し利用していることを確認しました。

議長

現地確認委員の報告が終わりました。これに質問などございますか。

(なし)

議長

その他諸般の報告全般について、質問などございますか。

(なし)

議長

なければ、これで諸般の報告を終わります。
これより本日の議事日程に入ります。
日程第1、会議録署名人及び書記の指名についてお諮りいたします。
本案件につきましては、雫石町農業委員会規則第13条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声

議長

異議なしと認め、会議録署名人には10番、諏訪剛郎委員、11番、八丁野よし子委員、書記には事務局の高橋主査、上路主査を指名します。

日程第2、会期の決定を議題といたします。お諮りいたします。
この総会の会期は本日1日といたしたいと思っております。これにご異議
ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め会期は本日1日とすることに決定いたしました。
日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請
に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求め
ます。

高橋主査 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。番号1、〇〇が所有する、
畑1筆、面積5,890㎡について、新規に就農する〇〇と売買しよ
うとするものであります。

番号2、〇〇が所有する、田36筆、畑5筆、面積計64,495
㎡について、子の〇〇と農業者年金の受給のため使用貸借の再設定を
しようとするものであります。

以上説明いたしました案件に係る調査書を7ページに添えておりま
すが、農地法第3条第2項の規定に該当しないため、許可要件のすべ
てを満たしているものと思われれます。なお、別冊にてこの申請に係る
地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるよ
うお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認
委員の報告について、現地確認全般と番号1を8番、新田善男委員、
番号2を7番、佐々木秀子委員にお願いします。

8番 新田委員 8番、新田です。現地調査全般についてご報告いたします。2月1
6日、第2班の農業委員と農地利用最適化推進委員及び事務局が現地
調査を行い、申請のあった農地並びにその周辺の農地の利用状況を確認
いたしました。すべての案件につきまして、譲受人または借受人にか
かる申請内容、営農計画などから、耕作の事業に供すべき農地の全
てを効率的に利用できるものと見込まれます。また、地域に及ぼす影
響については、一般的な栽培計画、利用計画であることから、周辺の
農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないもの
と考えられます。引き続き番号1についてご報告いたします。場所は
29ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、

〇〇から北西へ約400mの場所に位置します。詳細な位置などは別冊資料1の1～2ページをご覧ください。本件は土地の売買による有償移転ですが、昨年まで〇〇さんが野菜等の生産をしていたそうですが、現在は町外に転出したことということで〇〇さんがその住宅に転居し、新規就農により野菜等の生産をすると聞いております。現地については積雪により詳細な状況まで把握できませんでしたが、売買後も畑として利用する営農計画でありますし問題ないものと思われま

7番 佐々木委員

7番、佐々木です。番号2についてご報告いたします。場所は28ページにあります『3条：〇〇・〇〇』となっているところで、自宅周辺の農地を中心に東は沼返までの広範囲な場所に位置しておりますので、詳細な位置などは別冊資料1の3～14ページをご覧ください。本件は農業者年金に係る使用貸借の再設定ですが、農地の利用についてはこれまで特段の支障を生じておらず、田畑として適正に利用されておりましたので再設定後も問題なく利用されるものと思われま

議長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

9番 木村委員

9番、木村です。番号1の〇〇さんは何歳で、新規就農ということですが、こういった機械等を持っていて、何の野菜作りをするのか。調書の方には書いていないので、もう少し詳しく説明をお願いしたい。

高橋主査

〇〇さんは53歳で、機械は現在は所有していませんが、今年耕運機と軽トラを購入予定と申請時に伺っております。

9番 木村委員

〇〇さんは1人でやっていくのか。それとも働きながら兼業農家で、土日にも作業する計画なのか。家族がいて、手伝う人はいるのかも含めて、もう少し説明をお願いします。

高橋主査

〇〇さんはお一人です。一人で野菜を専業でやる予定です。脱サラされた方のようなようです。

9番 木村委員

専業でやるということですが、この面積では食べていけなくて離農になるのではないかと心配することではないが大丈夫なのか。その点は本人とのやり取りの中で確認しているのか。

高橋主査

生産予定の作物は、そば、きゅうり、ピーマン、ミニトマトで、生産するために研修を1年間受けていますので、それでやっていくという意思は確認しております。

議 長 ほかにございませんか。

委 員 (なし)

議 長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員 「全員挙手」

議 長 全員挙手であります。よって議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
日程第4、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

許可申請事項について説明いたします。番号1、〇〇が自己所有地、現況地目、畑1筆のうちの一部、10,502㎡において、〇〇として〇〇を整備しようとするものであります。この案件につきましては、当該地は10アール以上の一団の農地であることから第1種農地に該当しますが、〇〇への転用であり、周辺の農地に悪影響を及ぼす恐れはないものと思われまますので、農地転用許可基準を満たしているものと思われまます。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に、本案件の現地確認委員の報告について、高橋浩之推進委員にお願いいたします。

高橋 推進委員 西山地区、高橋です。番号1についてご報告いたします。場所は28ページにあります『4条：〇〇』となっている所で、〇〇から北西へ約700mの場所で、〇〇から入っていった所にある〇〇と呼ばれる場所になります。詳細な位置などは別冊資料1の15～19ページをご覧ください。本件は〇〇の規模拡大に伴い新たに〇〇を増設する計画であります。すでに大型の〇〇が2棟建てられており、その隣へ同規模の〇〇を建築するとのことでした。現地の周辺は〇〇の〇〇となっておりますので周辺の農地に悪影響を及ぼすことはないと思われまます。なお、事前着工はありませんでした。

議長 現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。
質疑ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって議案第2号は、原案のとおり決定いたしました。

日程第5、議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。この議案については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事参与の制限の議案審議がありますので、利用権設定の番号1から一括方式の番号3までと番号6から番号8まで、番号4と番号5に分割して審議したいと思います、これにご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、分割して審議いたします。初めに農用地利用集積計画に対する意見決定のうち、利用権設定の番号1から一括方式の番号3までと番号6から番号8までについて事務局の説明を求めます。

高橋主査 ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

始めに利用権設定の計画内容について説明いたします。番号1、○
○が所有する、田6筆、面積計10,755㎡について、○○と利用権を再設定しようとするものであります。

番号2、○○が所有する、田15筆、面積計18,136㎡について、○○と新規に利用権を設定しようとするものであります。

番号3、○○が所有する、田4筆、畑2筆、面積計12,820㎡について、○○と利用権を再設定しようとするものであります。

番号4、○○が所有する、田6筆、面積計11,398㎡、について。番号5、○○が所有する、田1筆、面積7,983㎡について、○○と。

番号6、〇〇が所有する、田3筆、面積計9,434㎡について、〇〇とそれぞれ新規に利用権を設定しようとするものであります。

次に、一括方式について説明します。こちらの議案は農地中間管理機構たる公益社団法人岩手県農業公社が出し手の農家から賃貸借権の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手である担い手に対し転貸による利用権設定を一括で行うものであります。なお、本総会分から、議案書を作成するシステムが一括方式の取扱いに対応し、出し手と受け手が一つの案件に記載される様式に見直されたことから、通常の利用権設定の議案とは分けて作成しております。それでは、番号1から番号3、番号6から番号8について説明いたします。

番号1、〇〇が所有する、田6筆、面積計26,032㎡について、〇〇に。

番号2、〇〇が所有する、田3筆、面積計9,166㎡について、〇〇に。

番号3、同じく〇〇が所有する、田8筆、面積計21,627㎡について、〇〇に。

番号6、〇〇が所有する、田3筆、面積計4,774㎡について、〇〇に。

番号7、同じく〇〇が所有する、田8筆、面積計13,867㎡について、〇〇に。

番号8、同じく〇〇が所有する、田6筆、面積計9,022㎡について、〇〇に、中間管理事業の一括方式によりそれぞれ新たに利用権を設定するものであります。いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議長

事務局の説明が終わりました。ここで農地利用最適化推進委員の意見を求めるところでありますが、新型コロナウイルス感染症予防対策として総会開催時間の短縮を図るため並びに、農地中間管理事業に係る案件でありますので、農地利用最適化推進委員の意見については、省略いたします。

議長

ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてのうち、利用権設定の番号1から一括方式の番号3までと番号6から番号8まで、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第3号、利用権設定の番号1から一括方式の番号3までと番号6から番号8までについて、原案のとおり決定いたしました。

次に、一括方式の番号4と番号5を議題といたします。この議案については、〇〇委員に関する事項があることから、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により議事に参与できませんので、この議案の審議が終結するまで退席をお願いいたします。

(〇〇委員 退席)

議長 それでは、番号4と番号5について事務局の説明を求めます。

高橋主査 引き続き、一括方式の計画内容について説明いたします。番号4と番号5について説明いたします。

番号4、〇〇が所有する、田1筆、面積1,587㎡について。

番号5、〇〇が所有する、田2筆、面積計6,544㎡について、〇〇に農地中間管理事業の一括方式によりそれぞれ新たに利用権を設定するものであります。いずれの案件につきましても農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、許可相当であると認められます。

議長 事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議長 なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。

議案第3号、農用地利用集積計画に対する意見決定についてのうち、一括方式の番号4と番号5について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員 「全員挙手」

議長 全員挙手であります。よって、議案第3号、一括方式の番号4と番号5について、原案のとおり決定いたしました。

(〇〇委員 着席)

議長 日程第6、議案第4号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定

についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

本案件は農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の案であり、農地中間管理機構として利用権を保有する(公社)岩手県農業公社が、担い手へ利用権の設定を行うものであります。

番号1、〇〇が所有する、田25筆、面積計23,007㎡を、〇〇に農地中間管理機構たる(公社)岩手県農業公社が利用権を設定しようとするものであります。本案件について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われれます。なお、この案件につきましては所有者が死亡し相続権利者が相続放棄をしている相続未登記農地であり、所有者不明農地に該当することから、備考欄に記載のとおり農地法に基づく岩手県知事の裁定手続きにより中間管理機構たる岩手県農業公社が10a当たりの賃借料5年相当分の〇〇円を補償金として事前に裁判所に納めることを条件に、本年2月2日付けで5年間の中間管理権を取得しているものであります。

議 長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

委 員

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。議案第4号、農用地利用配分計画の案に対する意見決定について、可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

日程第7、議案第5号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただ今上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

本議案につきましては昨年6月から7月にかけて実施した農地利用状況調査により、令和2年7月22日に行った農地有効利用検討会において「非農地」として判定した農地の所有者等に対し、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を令和2年10月27日付けで発送し、所有者等から「非農地証明願」が提出された農地について、今回、非農地判断の可否についてお諮りするものであります。利用状況調査に伴う農地・非農地の判断対象農地について、所有者名と土地の登記地目とその筆数のみご説明いたします。

番号1、〇〇が所有する田1筆について、農地の状況は議案書の調査内容及び備考欄に記載のとおり状況であり、利用状況調査班において非農地と判定していただいているところであります。なお、別冊にてこの案件に係る地図等を配布させていただいておりますので、併せてご覧くださるようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。

議案第5号、農地法第30条の規定による農地利用状況調査に係る農地・非農地の判断に対する可否決定について、原案を可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

委員

「全員挙手」

議長

全員挙手であります。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

日程第8、議案第6号、農地等の生前一括贈与に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願いに対する可否決定についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

ただいま上程されました議案について説明いたします。

(議案書朗読説明)

審議にあたり、この件に係る税の制度について説明をいたします。農地の生前一括贈与を受けたことにより納税すべき贈与税、不動産取得税について、引き続き農業経営を行っていることによりその納税を猶予されているところであります。納税猶予を継続するためには、3年に一度、税務当局に納税猶予の継続届出書を提出する必要があります。

すが、この届出書には農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている等の証明書」を添えることとされていることから、これに係る審議をお願いするものであります。それでは願い出者について説明いたします。願い出者は、番号1、〇〇。番号2、〇〇、の2名であります。なお、別冊にてこの申請に係る地図等を配布させていただいておりますのでご覧くださるようお願いいたします。

議 長

事務局の説明が終わりました。質疑に入る前に現地確認委員の報告について、8番、新田善男委員にお願いします。

8番 新田委員

8番、新田です。私から本件についてご報告いたします。この件に関する審査は、2月16日、役場の会議室において、現地確認班第2班に属する出席委員で行いました。審査の経過は省略し、その結果について報告いたします。番号1の〇〇さん、番号2の〇〇さんについて、願出のとおり引き続き農業経営を行っていることが認められると判断いたしました。

議 長

現地確認委員の報告が終わりました。ただ今から質疑に入ります。質疑ございませんか。

(なし)

議 長

なければこれで質疑を終結します。これより採決に入ります。
議案第6号、農地等の生前一括贈与に係る引き続き農業経営を行っている等の証明願いに対する可否決定について、願い出のとおり証明することに賛成の方の挙手を求めます。

委 員

「全員挙手」

議 長

全員挙手であります。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉会といたします。

閉会時刻 午前10時50分